

第995回教育委員会

平成26年 5月22日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 議 題

議第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について (総務課)

議第2号 山形県社会教育委員の委嘱(任命)に係る臨時専決処理の承認について (文化財・生涯学習課生涯学習振興室)

議第3号 山形県産業教育審議会委員の委嘱(任命)について (高校教育課)

議第4号 教職員の人事について (総務課)

5 閉 会

議第 5 号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和40年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第17条中「教育次長」を「理事及び教育次長」に改める。

第19条の表中

教育次長	教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督し、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、その職務を代理する。
------	---

理事	教育長の命を受けて教育庁の重要事項を掌理し、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、その所管する事務について、その職務を代理する。
教育次長	教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督し、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、その所管する事務について、その職務を代理する。

改める。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

提 案 理 由

職の新設に伴い規定の整備を図るため提案するものである。

平成26年5月22日提出

山形県教育委員会

教育長 菅野 滋

山形県教育委員会事務局組織規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(教育庁に置く職) 第17条 教育庁に <u>教育次長</u> を置く。 (課に置く職)	(教育庁に置く職) 第17条 教育庁に <u>理事及び教育次長</u> を置く。 (課に置く職)
第18条 一略ー (職務)	第18条 一略ー (職務)
第19条 前2条に規定する職の職務は、別に法令に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。	第19条 前2条に規定する職の職務は、別に法令に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。
職	職務
教育次長	教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督し、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、その職務を代理する。
一略ー	一略ー
理事	教育長の命を受けて教育庁の重要事項を掌理し、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、その所管する事務について、その職務を代理する。
教育次長	教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督し、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、その所管する事務について、その職務を代理する。
一略ー	一略ー

【改正後】 ○山形県教育委員会事務局組織規則

昭和40年4月1日山形県教育委員会規則第5号

最終改正 平成26年6月1日教委規則第 号

山形県教育委員会事務局組織規則をここに公布する。

山形県教育委員会事務局組織規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条の2）
- 第2章 本庁（第4条—第13条）
- 第3章 教育事務所（第14条—第16条の2）
- 第4章 職制（第17条—第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき、山形県教育委員会事務局の組織及び職員の職の設置その他必要な事項を定めるものとする。

（事務局の名称）

第2条 山形県教育委員会事務局の名称は、山形県教育庁（以下「教育庁」という。）とする。

— 中略 —

（教育庁に置く職）

第17条 教育庁に理事及び教育次長を置く。

（課に置く職）

第18条 本庁の課に課長、課長補佐及び係長を置く。

2 本庁の課内室に、室長及び室長補佐を置く。

3 前2項に規定する職のほか、本庁の課又は課内室に必要に応じ次の職を置く。

主幹、副主幹、専門員、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、業務名を冠する主査、管理主事、指導主事、社会教育主事、主査、主任主査、社会教育主事補、文化財調査研究員、埋蔵文化財調査研究員、学校保健技師、主任主事、主任技師、主事、技師、体育主事、副主任、栄養士、行政技能員

（職務）

第19条 前2条に規定する職の職務は、別に法令に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。

職	職務
理事	教育長の命を受けて教育庁の重要事項を掌理し、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、その所管する事務について、その職務を代理する。
教育次長	教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督し、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、その所管する事務について、その職務を代理する。
課長	上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
室長	上司の命を受けて室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
主幹	上司の命を受けて課又は室の特定事項に関する事務を掌理する。
副主幹	上司の命を受けて特定事項に関する事務を整理する。
課長補佐	課長又は主幹を補佐し、課の事務を整理し、担当事務を有する場合にあっては担当事務を処理する。
室長補佐	室長を補佐し、室の事務を整理し、担当事務を有する場合にあっては担当事務を処理する。

— 後略 —

議第 6 号

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和31年11月県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「教育次長」を「理事、教育次長」に改める。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

提 案 理 由

職の新設に伴い規定の整備を図るため提案するものである。

平成26年5月22日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(専決させる事務)</p> <p>第4条 教育委員会は、次に掲げる事務は教育長に専決させる。</p> <p>(1) 教育委員会事務局の<u>教育次長</u>、課長及び所長を除く職員並びに学校その他の教育機関の長を除く職員の任免、その他の人事に関すること。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の規定に基く分限（同条第2項第1号の規定によるものを除く。）及び同法第29条の規定に基づく懲戒に関するのを除く。</p>	<p>(専決させる事務)</p> <p>第4条 教育委員会は、次に掲げる事務は教育長に専決させる。</p> <p>(1) 教育委員会事務局の<u>理事</u>、<u>教育次長</u>、課長及び所長を除く職員並びに学校その他の教育機関の長を除く職員の任免、その他の人事に関すること。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の規定に基く分限（同条第2項第1号の規定によるものを除く。）及び同法第29条の規定に基づく懲戒に関するのを除く。</p>

【改正後】 ○教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則

昭和31年11月16日山形県教育委員会規則第12号

最終改正 平成26年6月1日教委規則第1号

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則を次のように定める。

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則

(総則)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定による教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして専決させる事務は、この規則の定めるところによる。

— 中略 —

(専決させる事務)

第4条 教育委員会は、次に掲げる事務は教育長に専決させる。

(1) 教育委員会事務局の理事、教育次長、課長及び所長を除く職員並びに学校その他の教育機関の長を除く職員の任免、その他の人事に関すること。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の規定に基づく分限(同条第2項第1号の規定によるものを除く。)及び同法第29条の規定に基づく懲戒に関することを除く。

— 後略 —